

岩手県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県公安委員会
委員長 村 井 三 郎

岩手県公安委員会規則第 4 号

岩手県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会審査請求手続規則（平成28年岩手県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（審理官に関する規定の適用除外）</u> <u>第28条 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第18条に規定する審査請求、公文書の管理に関する条例（令和 4 年岩手県条例第20号）第25条に規定する審査請求並びに個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第49号）第12条第 1 項第 1 号及び第 4 号に規定する審査請求については、第 3 条の規定は、適用しない。</u> （補則） <u>第29条</u> [略]	（補則） <u>第28条</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に岩手県公安委員会に対してされた情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第18条に規定する審査請求、公文書の管理に関する条例（令和 4 年岩手県条例第20号）第25条に規定する審査請求並びに個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第49号）第12条第 1 項第 1 号及び第 4 号に規定する審査請求については、なお従前の例による。